

佐賀県警察に対し、違法・不当に被疑者ノートを回収する運用を改めることを求める 会長声明

1 はじめに

本年1月、佐賀県警察（以下「佐賀県警」）鳥栖警察署において、被疑者の意向に反して、夜間、被疑者ノート（日弁連が推奨し弁護人が差し入れる「被疑者ノート」）を回収した事案が報告された。具体的には、同署留置施設内に勾留中の被疑者が使用していた被疑者ノートを、夜間、居室内で自分で管理するか、購入した大学ノートや便箋等と同様に、夜間も被疑者から状況を目視できる位置（居室外）にある“かご”の中に入れさせて欲しいと要望したところ、これが拒絶され回収されたというものである。

このような被疑者の意向にかかわらず、一律に被疑者ノートを回収する違法・不当な運用は、調査の結果、佐賀県内の他の警察署の留置施設においても常態化していることが確認された。

この問題は、熊本県警察（以下「熊本県警」という。）において、令和7年11月、警察官が、夜間、被疑者ノートを回収し、警察官が随時開扉可能な保管庫に保管していた事例が発覚し、同年12月には、被疑者の明示的な意思に反して、夜間、被疑者ノートを回収した事例も発覚したことから、日弁連の弁護士会員を中心に、全国的な調査の必要性が叫ばれる状況となっていた。

佐賀県内においては、令和7年9月8日の報道で、佐賀県警科学捜査研究所の元技術職員によるDNA型鑑定不正が発覚し、同年12月17日には福岡高等裁判所において、被疑者の黙秘権を侵害する警察官の取調べを違法と認める判決が言い渡され、県民の佐賀県警に対する信頼が揺らいでいる。このような状況下において、佐賀県警が被疑者ノートに関し、上記のような違法・不当な運用を継続することは、県民のさらなる不信感を増大させる可能性が高い。

本声明は、全国において違法・不当な運用を実施している都道府県警察に対し、被疑者ノートの管理方法を改めることを求めるものであり、とりわけ県民からの信頼の回復が急務とされる佐賀県警に対し、率先して被疑者ノートの現在の管理方法を改め、刑事司法の透明化に資する運用を積極的に採用することを要望するものである。

2 被疑者ノートの重要性と秘密交通権の侵害

刑事訴訟法39条1項が定める被疑者と弁護人等との接見交通権及び秘密交通権は、憲法34条の保障に由来し、身体の拘束を受けている被疑者が弁護人等と相談し、その助言を受けるなど弁護人等から援助を受けるための基本的権利に属するものであり、弁護人にとっても、固有権の最も重要なものの一つである（最高裁昭和49年（オ）第1088号同53年7月10日第一小法廷判決・民集32巻5号820頁、最高裁平成5年（オ）第1189号同11年3月24日大法廷判決・民集53巻3号514頁参照）。

被疑者ノートは、被疑者が弁護人等との接見に備えて取調べの内容や疑問点、意見等を記載し、あるいは接見の内容を記載するためのノートであり、弁護人等との接見を補完することを目的とする文書である。被疑者が弁護人等から援助を受ける権利を

実質的に保障するためには、弁護人等に対して必要かつ十分な情報を提供し、弁護人等から助言を得るなど、弁護人等との間の接見が必要不可欠であるところ、被疑者ノートを作成により接見がより有効なものとなるといえるから、被疑者ノートの作成行為自体は接見行為そのものではないとしても、接見時の口頭の意味疎通を補完し、又はこれと一体となって弁護人等の援助の内容となるものである。そして、被疑者ノートの内容を確認する行為は、接見内容を事後的に確認する行為と等しい。かかる行為は、被疑者が、弁護人等とのコミュニケーションの内容が捜査機関等に知られ得ることを慮って自由かつ十分な意思疎通を差し控えるという萎縮効果を生じさせ、被疑者が弁護人等に必要かつ十分な情報を提供することや弁護人等が被疑者に有効、適切な助言等を提供することを阻害するものであるから、接見交通権及び秘密交通権の侵害に当たるといえる（横浜地方裁判所令和5年3月3日判決参照）。

また、札幌地裁令和6年9月17日判決では、留置担当官が被疑者ノートを15分以上にわたって持ち去った行為について、留置担当官や捜査官が内容を確認した証拠は認められないとしつつも、被疑者がその記載内容を閲覧していることを危惧することによる萎縮効果を否定できないことを理由として、接見交通権を侵害する違法行為と認めており、被疑者の意思に反して一律に被疑者ノートを回収し、警察官が内容を確認しうる状態に置く行為は、憲法の保障する秘密交通権を侵害する違法な運用となる。

3 本件回収行為及び全国的な運用が秘密交通権を侵害する疑いがあること

この問題に関し、熊本県議会において、熊本県警は、被疑者ノートを、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）における「保管私物」と同列に扱い、刑事収容施設法195条により「留置施設の管理運営上必要」な場合として、夜間、被疑者ノートを回収する行為は許容される旨答弁した。

しかし、被疑者ノートは防御権行使に不可欠な記録媒体であり、単なる私物と同列に扱うことは許されない。刑事施設における刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則19条では、保管私物につき、「居室外の棚、容器その他の保管設備」のみならず「居室内」に保管させることを許容しているのであり、被疑者ノートも含め私物の保管場所を一律に居室外の保管庫へと指定する行為は、被疑者に、自ら与り知らないうちに留置担当官や捜査官に被疑者ノートが閲読されることを危惧させ、弁護人等との意思疎通に萎縮効果を生じさせる。仮に、被疑者ノートの用紙を飲み込むなどして自殺や自傷行為に及ぶことを防止することが目的であるとするならば、自殺等は衣類や布団等によっても可能であるため、夜間、被疑者ノートを回収することで自殺等が抑止されるとは考え難く、被疑者ノートの保管場所を被留置者の「居室内」に指定したとしても具体的な管理運営上の支障が生じるとは到底認められない。

加えて、佐賀県警鳥栖警察署は、被疑者が、被疑者ノートを飲み込むおそれがあるという理由により、夜間、被疑者ノートを回収しただけでなく、大学ノートや便箋等と同様に、夜間も状況を目視できる位置（居室外）にある“かご”の中に入れさせてほしいという要望すら拒否している。被疑者ノートを大学ノート等と区別して、“かご”にすら入れさせない運用に合理的な理由があるとは想定し難く、徒に弁護人等との意思疎通に萎縮効果を生じさせる事態を助長している。佐賀県警鳥栖警察署の運用

は、明らかに必要最小限度の制約を超えた秘密交通権の侵害に当たり、直ちに是正されなければならない。

4 結語

佐賀県警に対する県民の信頼は、令和7年9月8日にDNA型鑑定の不正が報道されて以来、失墜の一途をたどっている。同年10月2日、佐賀県議会は、独立性、透明性、専門性を備えた第三者による調査を要求する決議を行ったものの、佐賀県警は第三者機関による調査の必要性を否定している。

佐賀県警に求められているのは、県民の不信を募らせる違法で不透明な運用を早急に改善することである。

当会は、佐賀県警に対し、憲法が保障する秘密交通権を侵害する被疑者ノートを夜間回収する運用を直ちに改めるよう強く求める。併せて、熊本県警及び同様の運用を行っている他の都道府県警察に対しても、被疑者の権利行使を萎縮させることのないよう、運用の抜本的な改善を求める。

令和8年2月24日

佐賀県弁護士会会長 出口聡一郎